

# 平成 28 年度第 1 回 地域と学校パートナーシップ事業 運営協議会 資料

## 目 次

	新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱 . . .	1
資料 1	平成 28 年度地域と学校パートナーシップ事業の概要 . . . . .	3
資料 2	今後の事業推進に向けた取組と課題 . . . . .	9
参考資料 1	新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱 . . . . .	11
参考資料 2	平成 28 年度「地域と学校ドリームプロジェクト支援事業」実施要項 . . .	14
参考資料 3	平成 28 年度「地域と学校ウェルカム参観日」開催校一覧 . . . . .	16
参考資料 4	中央教育審議会答申のポイント . . . . .	19
参考資料 5	「次世代の学校・地域」創生プランの目指す方向 . . . . .	21

## 新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

### (目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 本市における学校支援の推進に関する協議・検討に関すること。
- (2) 広報活動、地域教育コーディネーターの養成に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

### (委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ協議会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 行政関係者

### (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の会議は公開とする。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、教育委員会地域教育推進課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 平成28年度 地域と学校パートナーシップ事業の概要

新潟市教育委員会 地域教育推進課

### 1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

### 2 根拠になるもの

#### ○教育基本法（平成18年12月22日施行）

##### 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

#### ○学校教育法（平成20年4月1日施行、平成23年6月3日最終改正）

##### 第21条

第1項 学校内外における社会的活動を促進し・・・

第2項 学校内外における自然体験活動を促進し・・・

第3項 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き・・・

##### 第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（「小学校」の部分を「中学校」に読み替える）

#### ○社会教育法（昭和24年施行、第3条については教育基本法の改正を受け平成20年改正）

##### 第3条

第3項 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

#### ○学習指導要領総則

小学校～第1章 第4-2-(12)、中学校～第1章 第4-2-(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

#### ○新潟市教育ビジョン第3期実施計画（平成27年3月策定）

【基本的な考え方】 学・社・民の融合による人づくり、地域づくり学校づくり

NEXT 5 ○学・社・民の融合による教育を推進します。

地域と共に歩む学校づくりの推進（施策9-1）

#### ○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

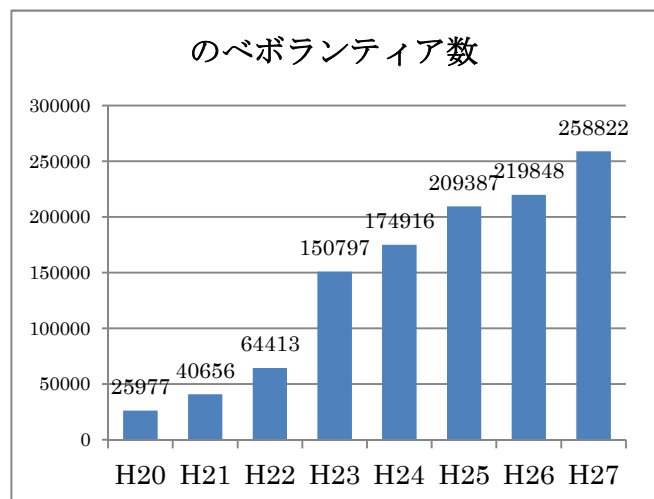
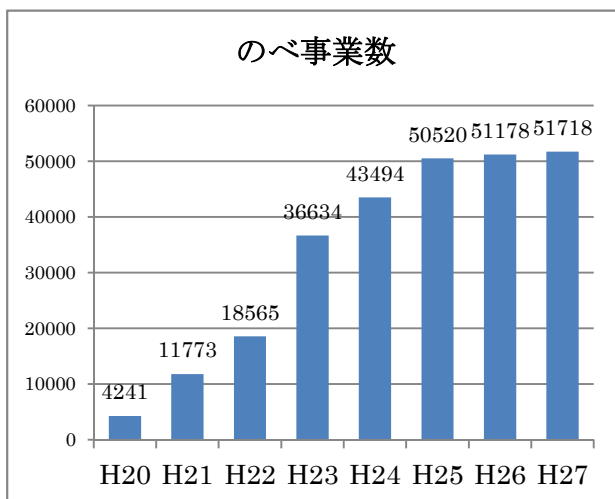
### 3 実績の推移

年度	市単独事業	文部科学省「学校支援地域本部事業」		実施校合計	
		委託事業 (国10/10) 20~22年度	補助事業 (国1/3・市2/3) 21年度~		
19年度	8校(小学校)	—		8校	
20年度		40校(小学校32、中学校8)	—	40校	
21年度		40校(小学校32、中学校8)	24校(小学校15、中学校9)	64校	
22年度		40校(小学校32、中学校8)	65校(小学校42、中学校23)	105校	
23年度		22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行	139校(小学校96、中学校43)		139校
24年度			158校(小学校103、中学校54、中等教育学校1)		158校
25年度			173校(小学校113、中学校57、中等教育学校1、特別支援学校2)		173校 (全校実施)
26年度			172校(小学校113、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2)※2		172校 (全校実施)
27年度			169校(小学校110、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2)※2		169校 (全校実施)
28年度		※2 学校の統廃合による減	167校(小学校108、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2)※2		167校 (全校実施)

#### 地域教育コーディネーターの人数

※平成28年度295名のうち  
16名が小・中学校兼務、実数279名  
(平成28年4月1日現在)

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	計(人)
19	9	—	—	—	9
20	38	14	—	—	52
21	69	34	—	—	103
22	104	50	—	—	154
23	143	75	—	—	218
24	158	89	1	—	248
25	170	95	1	3	269
26	180	89	1	4	274
27	173	97	1	2	273
28	192	100	1	2	295



## 4 事業内容

各校では、地域教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が核となり、次の4点を柱に「学・社・民の融合による教育」を推進

### (1) 学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域活動の三者が、子どもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのか、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を図ること。さらに進んで、相互にできる範囲で協働していけるように調整をはかること。

### (2) 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、学校支援ボランティアとして地域人材を活用すること。持続的な学校支援となるように、学校支援ボランティアを組織化することが望ましい。なお、学校が地域から支援を得るだけでなく、児童生徒が地域に出て貢献活動や交流活動をすることも含む。活動の「ねらい」や「方策」「評価」等について、教職員と地域住民が、対等な立場で忌憚なく意見を交わし合い、協議し、共有化することで、教育効果を最大限に高めることができる。

### (3) 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供すること。具体的には、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供する、など。

### (4) 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、さまざまなメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信すること。子どもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携して広報活動を行ったり、ラジオやケーブルテレビ、ホームページなど各種メディアを活用して、情報発信を工夫している例も増えている。

## 5 平成27年度の成果と課題

### (1) 成果

#### ① 子どもにとって

- ・事業が学力の向上、社会性の育成、自己肯定感の伸長に寄与している。
- ・学習や体験活動、地域貢献活動等で、子どもがたくさんの大人とかわり、認められる場、ほめられる機会が増え、健やかな成長を支えている。

#### ② 地域にとって

- ・小学校では、あいさつ運動や交通安全運動など、中学校では、防災訓練や福祉活動等、地域と学校が一体になったり、地域に貢献したりする取組が増えている。
- ・ボランティア活動を通して、「元気をもらう」「生きがいになる」「住民同士の結びつきが強まる」効果が見られる。

#### ③ 学校にとって

- ・地域教育コーディネーターのコーディネートにより、地域の自然や文化など地域のよさや特色を学ぶ教育活動が行われている。
- ・地域貢献活動や各種団体との連携が進み、「地域を支える学校」との意識が芽生え始めている。

#### ④ 社会教育施設等にとって

- ・公民館や図書館等、社会教育施設等との交流や連携が年々充実してきている。

## (2) 課題

### ① 環境の整備

・「学・社・民の融合による教育」の意義を再確認して事業の推進が図られるよう、教職員や社会教育関係者、地域団体等が協働できる環境をいっそう進める必要がある。

### ② 社会教育施設等との連携・協働

・公民館をはじめとする社会教育施設とさらに連携を進め、協働できる機会の提供が必要である。

### ③ 事業への理解

・教職員の事業に対する理解、保護者・地域住民の事業に対する理解をいっそう促し、地域との連携を充実させていく必要がある。

### ④ コーディネーターのスキルアップ

・新任コーディネーターを含め、地域教育コーディネーターのスキルアップを図るため、情報交換の機会を保障したり研修内容を工夫したりする必要がある。

### ⑤ 市民への周知

・広報活動をより工夫するなど、取組の様子を広く市民に事業の様子を紹介し、さらに理解を深め、事業への協力を促す必要がある。

## 6 平成28年度の事業

### (1) 事業推進に向けた方策

#### ① 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善

・コーディネーター複数制の推奨                      ・勤務実態調査の実施

#### ② 持続可能な事業のための研修の充実

・新任コーディネーター研修の新設                      ・アドバイスコordinエーターの配置

#### ③ 特色ある教育活動と市民への周知の推進

・地域と学校ウェルカム参観日の拡充 (45校)

#### ④ 執行しやすい予算配当

・配当予算総枠制への移行                      ・学級数に応じた傾斜配当

### (2) 地域教育コーディネーターの勤務

#### ① 身分 新潟市非常勤職員 (1年間の委嘱)

#### ② 待遇

- ・報酬 … 1時間1,200円
- ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし、公務災害の対象
- ・交通費 … 通勤手当なし、市内出張旅費の費用弁償あり (車の場合@22円/km)

#### ③ 1校当たりの年間勤務時間

小学校 9学級以下…600時間, 10～19学級…630時間, 20学級以上…660時間

中学校 9学級以下…500時間, 10～19学級…530時間, 20学級以上…560時間

中等教育学校…560時間      特別支援学校…630時間

※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間25時間を追加配当する。

※ 各校、週16時間の勤務を原則として実施しているが、校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。

(3) 事業費等（1校当たり）

① 配当額（需用費，食糧費，郵便料相当の総額）

小学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円  
中学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円  
中等教育学校…75,600円 特別支援学校…60,000円

② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）

③ 賃借料 パソコン，プリンター，デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修（予定を含む）

① 第1回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象区	対象者	日時	会場
北区・東区・江南区	学校担当者	平成28年5月9日（月）14:30～16:30	東区プラザ
秋葉区・南区	地域教育	平成28年5月18日（水）14:30～16:30	秋葉区役所
中央区・西区・西蒲区	コーディネーター	平成28年5月19日（木）14:30～16:30	音楽文化会館

② 第2回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日時	会場
小・特別支援学校	学校担当者	平成28年11月28日（月）14:30～16:30	新潟ユニゾンプラザ
中・中等教育学校	地域教育 コーディネーター	平成28年12月6日（火）14:30～16:30	黒崎市民会館

③ 新任コーディネーター研修

回	対象者	日時	会場
第1回	新任地域教育	平成28年4月27日（水）14:30～16:30	東区プラザ
第2回	コーディネーター	平成29年1月18日（水）14:30～16:30	白山浦庁舎

(5) 教職員対象の研修（予定）

	研修会名	開催月	対象	講師
1	新任教頭研修	4月	新任教頭	地域教育推進課 指導主事
2	12年経験者研修	8月	教職員	地域教育推進課 指導主事
3	新任転入事務職員研修	11月	新任事務職員	地域教育推進課 指導主事
4	初任者研修	12月	教職員	地域教育推進課 指導主事

6 関連事業

(1) 土曜学習サポーター事業

○平成27年度末をもって廃止

(2) 地域と学校ドリームプロジェクト支援事業

○認定校を31校から45校に拡充

- ・特色ある教育活動の推進と取組の周知のために認定
- ・認定校には各校20万円の財政支援と30時間のコーディネーター勤務時間を追加配当
- ・認定校は「地域と学校ウェルカム参観日」を開催



<p><b>1 持続可能な事業システムの構築</b></p>		<p>事業開始10年目を迎え、事業運営に関して様々な課題が浮き彫りとなっている。 国の新しい政策提言を受け、今後も持続可能な事業として運営システムを再構築する。</p>
<p>中央教育審議会答申、「次世代の学校・地域」創生プラン(通称、馳プラン)への対応</p>		<p>◇答申、プランに対応した事業の在り方を検討する必要がある</p>
1-1	<p>中央教育審議会答申、馳プランの内容(概要)</p> <p>&lt;中教審答申&gt; 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 ・地域と共にある学校、学校を核とした地域づくり ・社会総掛かりでの教育</p> <p>&lt;馳プラン&gt; (本事業に関わる項目) ○地域と学校の連携・協働に向けた改革 ・コミュニティスクール ・地域学校協働活動 ○地域が学校のパートナーシップとなるための改革 ・コーディネーターの配置 ・地域連携担当教職員の明確化 ○教員制度の一体改革 ・教員養成時の地域連携カリキュラム</p>	<p>ご意見</p>
<p>コーディネーターの服務・勤務と研修</p>		<p>◇コーディネーターの服務・勤務についてよりよく理解していただく必要がある ◇新任コーディネーターに職務を理解していただく必要がある ◇全体研修会、区研修会の意義と役割を再考する時期にきている</p>
1-2	<p>28年度の取組</p> <p>・パートナーシップ事業研修の改善(新規) ・新任コーディネーター研修の創設(新規) ・アドバイスコordinaterの配置(新規) ・研修幹事の選任と区研修の充実(継続)</p>	<p>ご意見</p>
<p>コーディネーターの多忙化解消</p>		<p>◇地域、関係機関からのニーズが増加していて、コーディネーターが対応できないときがある ◇勤務に係る時間が十分に確保できない</p>
1-3	<p>28年度の取組</p> <p>・コーディネーターの複数配置を奨励(新規) 勤務時間を追加配当 ・勤務実態調査の実施(新規) 年2回実施予定 ・予算執行の総枠制による簡略化(改善)</p>	<p>ご意見</p>
<p>校内体制の確立</p>		<p>◇校内担当者の位置付けが不明確な学校がある ◇教頭に事業関連の業務が集中し、教頭の職務の多忙化につながっている ◇事業について教職員全員でしっかりと共通理解する必要がある</p>
1-4	<p>28年度の取組</p> <p>・学校マネジメント研修での事業研修(改善) ・校長全体研修会での事業研修(新規) ・学校担当者会の開催(改善) ・初任研、12年研等、教職員研修の見直し(改善)</p>	<p>ご意見</p>

<b>2 市民への周知, 広報活動</b>		市民への調査によると当事業の認知度は高いとはいえない(25年度実施, 新潟市生涯学習市民意識調査より)。本事業を広く市民に周知し, 多くの市民の参画により事業を発展させていく必要がある。
2-1	学校からの情報発信の改善	◇地域と学校ウェルカム参観日を今後も工夫し, 継続していく必要がある。
	28年度の取組  ・ドリームプロジェクト支援事業とウェルカム参観日の一体化(改善, 拡充) ・ドリームプロジェクト認定校数の変更(拡充)(31校→45校)	ご意見
2-2	ネットワークを利用した広報活動の推進	◇市民が事業の情報をタイムリーに入手する方法が少ない。
	28年度の取組  ・SNS等を利用した広報活動(検討中)	ご意見
2-3	マスメディアとの連携	◇本事業に関する報道は学校としてのものに限られ, 本事業との関連が少ない。 ◇本事業がクローズアップされることが少ない。
	28年度の取組	ご意見

## 新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 新潟市の設置する小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校が、さらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし、新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

### (事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など）、社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他、事業を推進するために必要と認められる活動

### (実施校区の選定)

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、各校区を単位として、事業の実施校区を選定する。

### (推進会議の設置)

第4条 事業を推進する組織として、実施校区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (推進会議の役割)

第5条 推進会議は、次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

### (推進会議の構成)

第6条 推進会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他、座長が必要と認める者

2 推進会議には、座長を置き、構成する者の互選により選出する。

(推進会議の開催)

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

(地域教育コーディネーターの配置)

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した校区の当該校に地域教育コーディネーターを配置する。

- 2 地域教育コーディネーターは、学校教育活動や地域活動に関する理解及び識見を有する者のうちから、推進会議の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 3 地域教育コーディネーターは、市の非常勤職員とし、任用期間は1年として、委嘱の日からその年度末までとする。

(地域教育コーディネーターの役割)

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設との調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

- (1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。
- (2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。
- (3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

(学校における推進担当)

第10条 実施校区の当該校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中からパートナーシップ事業推進担当(以下「推進担当」という。)を置く。

- 2 推進担当は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 学校・行政職員向け「地域と学校パートナーシップ事業」4つの柱

### (1) 学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域活動の三者が、子どもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのか、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を図ること。さらに進んで、相互にできる範囲で協働していけるように調整をはかること。

### (2) 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、学校支援ボランティアとして地域人材を活用すること。持続的な学校支援となるように、学校支援ボランティアを組織化することが望ましい。なお、学校が地域から支援を得るだけでなく、児童生徒が地域に出て貢献活動や交流活動をすることも含む。

活動の「ねらい」や「方策」「評価」等について、教職員と地域住民が、対等な立場で忌憚なく意見を交わし合い、協議し、共有化することで、教育効果を最大限に高めることができる。

### (3) 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供すること。具体的には、教職員等の専門性を生かしたり、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供する、など。

### (4) 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、さまざまなメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信すること。子どもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。

最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携して広報活動を行ったり、ラジオやケーブルテレビ、ホームページなど各種メディアを活用して、情報発信を工夫している例も増えている。

平成28年1月7日

## 平成28年度「地域と学校ドリームプロジェクト支援事業」実施要項

新潟市教育委員会  
地域教育推進課

### I 事業概要

#### 1 新潟市教育ビジョンにおける位置付け

第3期実施計画の基本構想「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」、基本計画 NEXT5「学・社・民の融合による教育を推進します」、基本施策9「地域と学校・社会教育施設が協働する教育の推進」の(1)「地域と共に歩む学校づくりの推進」を構成する事業の一つである。

#### 2 趣 旨

新潟市教育ビジョンにかかげる「学・社・民の融合による教育」の推進について、地域と学校パートナーシップ事業を核とした「地域と共に歩む学校づくり」が着実に進んでいる。

さらに、学校が積極的に特色ある取組の継続や新たな取組の開発に着手できるようにするとともに、先進的な取組が広く市民に周知されるよう支援を行う。

#### 3 事業目的

##### (1)「学・社・民の融合による学校づくり」のさらなる推進

- ① 地域の教育財産（自然・文化・歴史・産業など）にふれる体験活動の充実
- ② 児童生徒の地域貢献活動の推進
- ③ 社会教育施設（公民館・図書館など）との協働事業の推進
- ④ 地域連携にかかわる環境整備の充実

##### (2)「学・社・民の融合による教育」の市民への周知

- ① 取組の成果を公開する地域と学校ウェルカム参観日の開催

#### 4 支援内容

- (1) 特色ある活動を継続する学校や新たな取組を開発する学校を「地域と学校ドリームプロジェクト校」（以下「ドリプロ校」という）として認定し、予算面の支援を行う。
- (2) 「ドリプロ校」は、応募校の中から、特色のある取組が期待できる学校45校を認定し、1校当たり20万円の支援を行う。また、本事業にかかる地域教育コーディネーターの執務に対して、勤務時間として30時間の特別配当を行う。

## 5 事業の紹介

認定校の取組の概要や成果を「地域と学校ウェルカム参観日」として保護者や市民に周知する。また、地域教育推進課ホームページ等で公開する。

## 6 期 間

平成28年4月から平成29年3月までとする。

## 7 対 象

新潟市立小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校とする。

## 8 選考方法

「新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会」を母体とする選考委員会が各応募校の「実施計画書」を書類審査し、認定校を決定する。

## 9 選考規準

- (1) 「3事業目的(1)①～④」の4項目のいずれかの達成を目的とした特色ある活動を継続する計画または新たな取組を開発する計画であること。
- (2) 特色のある取組が期待できること。
- (3) 地域と学校パートナーシップ事業の一環として、特色ある取組が広く市民に周知されると期待できること。

## 10 応募に関する留意点

- (1) 平成24年度「学・社・民の融合による教育先進校」認定校及び、平成25～27年度「ドリプロ校(A校、B校)」認定校においても、28年度の本事業に応募することができる。

平成28年1月9日

## ドリームプロジェクト支援事業の応募に関するQ & A

Q 1 小学校と中学校で一緒に行う活動を予定している。この場合、それぞれの学校で応募するのか。

A まったく同じ活動を行う場合は、小学校・中学校の連名で応募してください。ただし、複数校の連名であっても支援金額は1校分の20万円、コーディネーターの勤務時間配当も1校分の30時間となりますので複数校で分け合ってくださいとなります。

Q 2 学校の教育課程外（ふれあいスクール事業、地域の学びの拠点づくりなど）の取組でもよいか。

A かまいません。その際は、学校教育ビジョンとのかかわりについて実施計画書に明示してください。また、その場合でも地域と学校ウェルカム参観日を実施していただきます。

Q 3 目的（1）①の「地域の教育財産にふれる体験活動の充実」の「地域」の範囲はどうとらえればよいか。

A 学区内に限定せず、広く「新潟市内」ととらえて結構です。

Q 4 施設課配当予算と合わせて執行してよいか。（例：30万円でボランティア室に冷房設備を設置したいのでドリプロで10万円、配当予算で20万円を充てたい）

A 会計手続き上できません。

Q 5 学校支援ボランティアに旅費や報償費を支給してよいか。

A 学校支援ボランティアには、地域と学校パートナーシップ事業同様、旅費や報償費を支給することはできません。

Q 6 ゲストティーチャーや講師に旅費や報償費を支給してよいか。

A ゲストティーチャーや講師を招聘し、旅費や報償費を支給する場合は、以下の基準に従ってください。

① 新潟市内から講師を招聘する場合は、「旅費のみ」「報償費のみ」のいずれかの支給となります。

② 新潟市外から講師を招聘する場合は、「旅費」及び「報償費」のいずれも支給できません。

③ 旅費については「新潟市職員の旅費の手引き」に沿って額を算出します。

④ 報償費については、下記のように新潟市講師謝礼基準に沿って額を算出します。それ以上の支払いを予定している場合は、当課に相談してください。



【参考】新潟市講師謝礼基準

区 分		限度額
A	医師	15,700円
B	大学教授・弁護士・裁判官 官公署の幹部職員（部長級以上）相当 民間団体の幹部職員（部長級以上）	14,600円
C	大学准教授・講師	12,700円
D	小学校・中学校・高等学校の校長 民間団体の幹部職員以外の職員 官公署の幹部職員（課長級以上）相当	9,000円
E	小学校・中学校・高等学校の教諭 官公署の幹部職員以外の職員 公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者	7,600円
F	市町村ブロック単位組織団体の幹部職員 有資格の実技指導者	6,200円
G	青年会・婦人会の役員、実技指導補助者	5,200円

Q7 新たに電話を引くことはできるか。

A 電話料金等の経常経費が発生するので、新たに電話を引くことはできません。

Q8 職員室とボランティア室を結ぶインターホンの設置はできるか。

A できます。規模によって、消耗品費、施設修繕料、工事請負費のいずれかになります。

Q9 地域連携専用で利用するパソコンは購入またはレンタルできるか。

A 購入もレンタルもできます。購入の場合は、額によって消耗品費または一般備品費になります。レンタルの場合は、使用料及び賃借料となります。ただし、いずれの場合もインターネットへの接続はできません。

Q10 地震等の緊急時にテレビから情報を得るため、地域連携室にテレビを置きたいが可能か。

A 地デジが受信できるテレビは、設置したときから自動的に経常経費として受信料が発生するため、新たに購入することはできません。緊急時には、校長室等、定められたところのテレビから情報を入手することになります。

Q11 年度途中で実施計画を変更する場合はどうすればよいか。（計画になかった事業を行いたい。計画していたが取りやめたい）

A 実施計画に沿って実施するのが原則です。しっかりとした計画を立てて取り組んでください。何らかの突発的な事情により、変更せざるを得なくなった場合は、当課に連絡をお願いします。

平成28年度「地域と学校ウエルカム参観日」開催校の開催日時等一覧

No	区	開催校	実施日時	活動P R	学校関係者の参加範囲	申込制限人数
1	北区	葛塚小学校	10月29日 (土) 9:00 - 15:00	当校は体験活動を通じて福島潟の自然環境を学んでいます。また、校地には福島潟のミニチュア版ともいえるビオトープがあり、そのビオトープに生息する植物や生き物を観察し、調べた学習成果を発表します。また、各学年の音楽発表も行います。	北区	不要
2		豊栄南小学校	9月25日(日) 10:30 - 13:45	地域合同防災訓練に参加しませんか？学習参観後に地域合同防災訓練を行います。避難所開設、屋上への校舎見学、防災グッズ作成、サバイバル昼食等が主な内容です。	市内	必要
3	東区	東山の下小学校	7月9日(土) 10:30 - 15:20	当日を地域、行政と協働する全校一斉の防災・減災訓練の日とします。大人向けの防災・減災学習会と炊き出し訓練、児童・保護者向けの防災・減災にかかわる学習参観と引き渡し訓練を通して、保護者や地域の皆様とより安心・安全な東山の下のまちづくりを考えます。	中学校区	必要
4		江南小学校	9月15日(木) 14:00 - 15:00	学校支援ボランティアやゲストティーチャーが参画した授業を公開します。江南小の「地域と学校パートナーシップ事業」の取組を紹介しします。	東区	不要
5	中央区	関屋小学校	1月26日(木) 14:00 - 16:00	総合学習や生活科の学習の発表会をお世話になった皆様をお招きして行います。(1学年は昔の遊び、2学年は町探検、3学年は1日店員活動、4学年はエコや美化、5学年は米作り、6学年は障がい、高齢化)について発表します。	市内	不要
6		新潟小学校	11月11日 (金) 13:15 - 16:00	「古町・本町活性化」、これが地域、保護者、そして子どもたちの願いです。当校の4年生は、その願いを「古町スイーツ」に込めました。夏其自然教室で交流した関川小の子どもたちと大蛇が応援に駆けつけます。地域の商店街、学校、他校が一つの輪になって地域を盛り上げる姿をぜひご覧ください。そして、一緒に「地域、学校、子どもたち未来の姿」を語り合いたいと思います。	市内	不要
7		沼垂小学校	10月23日 (日) 11:20 - 13:40	総合学習で「発酵食品の街・沼垂」を支えている方々から話を聞き、自分たちにできる事を考えて実践してきました。当日は学びの過程とこれからを発表します。沼垂の魅力を感じ取っていただけたら幸いです。	市内	必要
8		山潟小学校	10月30日 (日)9:10 - 11:25	生活科や総合学習、外国語活動、書写、クラブ活動など地域の達人や専門学校の先生方を指導者として年間を通して取り組んでいます。参観日ではその成果を発表します。	中学校区	不要、200人設定
9		上所小学校	8月20日(土) 15:00 - 19:30	学校と地域が一体となる夏まつりも4シーズン目となります。地域を盛り上げるためにたくさん子どもたちが参加するにはどうしたらよいか。昨年からの子どもの代表者も企画会議に参加し、大人と一緒に取り組んでいます。その様子をご参観ください。	中学校区	不要
10		笹口小学校	9月23日(金) 14:55 - 16:40	4年生以上が行うクラブ活動において、児童の思いを実現するために専門的な技術や経験をおもちの方から講師としてご指導いただいています。「本物」に触れ、「本物」に学ぶことを大切にすため、地域の人材を活かしたクラブ活動の様子を紹介します。	中央区	必要、全体会のみ50人
11		有明台小学校	1月27日(金) 11:30 - 14:40	私たちの校区には、その道のスペシャリストが多くいらっしゃいます。その方々の専門性を生かし、学校の学習と地域社会とを関連付けた授業を公開し、地域教育プログラムについて提案します。	中学校区	必要
12		桜が丘小学校	12月2日(金) 9:30 - 14:40	地域教育コーディネーターが橋渡しとなり、多くのボランティアが当校の教育活動を支えてくださっています。当日は参観授業だけでなく、盲学校や地域の方々との交流を深める児童会行事も公開いたします。	中学校区	不要
13	江南区	横越小学校	9月9日(金) 14:05 - 16:30	校区を流れる日本有数の大河「阿賀野川」。4年生が阿賀野川の自然・歴史を5年生が新潟水俣病の実態を、6年生が患者さんの苦しみを学び、その成果を地域に発信します。こうした学習活動の総称が「わたしたちの阿賀野川物語」です。当日は5、6年生全学級の道徳授業の公開、新潟水俣病語り部さんのお話、参加者交流タイムがあります。子どもも大人も一緒になって、環境保全・人権尊重の重要性について考え、「わたしたちの阿賀野川物語」を紡いでいきましょう。	市内	必要、100人
14		亀田西小学校	1月23日(月) 13:30 - 15:30	3年生は総合的な学習の時間に、綿の栽培を行いました。収穫した綿の実と種を分ける綿繰りの体験をご覧ください。また、社会科の学習で昔の暮らしについて講師から話を聞きます。その後当校の地域とともに活動する様子を紹介しします。	江南区	不要
15		新津第一小学校	10月23日 (日) 10:40 - 12:15, 11月19日(土) 10:40 - 12:15, 12月9日(金) 13:30 - 16:30	日頃の学習で身に付けた思考力、判断力、表現力をマイクを通して発揮する姿、ハーモニーあふれる声を思いっきり奏でる姿、新聞を活用して思考力、判断力、表現力を身に付ける生の姿に、きっと感動すると思います。ぜひおいでください！	中学校区	不要

平成28年度「地域と学校ウエルカム参観日」開催校の開催日時等一覧

No	区	開催校	実施日時	活動PR	学校関係者の参加範囲	申込制限人数
16	秋葉区	新津第二小学校	9月21日(水) 13:00 - 16:00	新津川は地域の憩いの場として、そして鮭の稚魚を放流するなど子どもたちと深い関わりがある川です。当校では総合的な学習で地域の方から新津川について学んでいます。当日は地域の皆様をお招きし、大学の先生からも教えていただきながら子どもたちが今後のかかわり方を考える中間発表会を行います。	中学校区	不要
17		新津第三小学校	12月6日(火) 13:40 - 15:15	米作りで学んだ工夫や努力を、地域の皆様に発信します。また、ゲストティーチャーを招き、皆さんと一緒に稲わらを使ったリース作りに取り組みます。	秋葉区	不要
18		小合東小学校	10月30日(日) 9:15 - 11:30	地域の方々から指導者やボランティアとして参加いただいている教科の学習や総合的な学習等の学習発表会、防犯・安全に関する落語講演、全校縦割り班と来校者による共同作品を制作します。	秋葉区	不要
19		小合小学校	11月19日(土) 13:00 - 15:20	小合地区は古くから花卉栽培・園芸業が盛んな地域です。当校では、花栽培や二酸化炭素を多く吸収するケナフの栽培体験や、人との触れ合いを通して、地域に対する理解や郷土愛を深め、環境を守ろうとする意識を高めています。当日は、地域の方をお迎えして、小合の人・もの・ことのすばらしさを再発見し、味わう授業を公開します。	市内	不要
20		小須戸小学校	7月5日(火) 13:30 - 15:45	人・地域・地球にまごころを届け、未来につながる絆づくりを目指しています。花と緑を中心とした多様な活動の紹介と3年生「菜の花プラン：菜種油搾り」の授業参観を行います。	秋葉区	不要
21	南区	茨曾根小学校	11月15日(火) 12:50 - 16:00	新潟県防災教育プログラムによる防災学習の授業公開と避難訓練を実施します。その際、地域と学校との防災訓練としてグラウンドにテントを設営しての炊き出しを行います。	南区	必要
22		庄瀬小学校	10月2日(日) 9:30 - 12:00	全校児童・保護者・地域住民(合計約600名)が参加して、合同防災訓練を行います。1～4年生は、給水体験など各ブースを体験します。5・6年生は、地域の皆さんと共に炊き出し訓練を行います。最後は、引き渡し訓練を行います。	南区	不要
23		白根小学校	9月14日(水) 14:05 - 16:30	今まで地域の方々から講師や学習支援ボランティアとして参加いただいた授業の公開、大型紙しばいクラブの活動公開等多くの活動の足跡を公開します。その後、座談会を行います。	南区	必要、30人
24		味方小学校	11月25日(金) 9:25 - 12:05、 1月20日(金) 13:40 - 15:15	広く地域の皆様に対象に学習参観や児童会行事のご案内をします。たくさんの皆様から学校の様子を見ていただき、当校の教育活動に対しての御理解を深めていただけたらと思います。	中学校区	不要
25		小針小学校	1月25日(水) 13:30 - 15:30	多くの保護者や地域の方から温かく見守られ、支えられているこぼりっ子。地域を愛し、地域で繋がる子どもになって欲しいという願いから、地域の食材を使った弁当「K O B A 弁」を考案します。弁当ができるまでの全校の取組を発表するとともに、専門的な知見に基づく食に関する講演を行います。	中学校区	不要
26	木山小学校	10月22日(土) 10:20 - 14:30	「地域とつながるを」をテーマに、午前はダンスフェスティバルを開催します。縦割り班ごとのダンス披露、参加者全員でのダンス。午後は地域の方からのマジックショー、金管の演奏。地域の方々と一緒に活動し、楽しめる機会にしていきます。	市内	不要	
27	西区	赤塚小学校	9月21日(水) 予備日 23日(金) 10:00 - 13:00	児童や地域の方が考えた佐潟クイズを解きながら、佐潟の自然を全身で感じる「あそびViva『佐潟』ウォークラリー」を実施します。ウォークラリー後は参加者と一緒に昼食をとりながら児童が考える佐潟の楽しさやよさ、問題点や解決策を発表します。	中学校区	必要
28		笠木小学校	9月30日(金) 9:35 - 15:35	当校参観日のテーマは「つながる」です。当校の伝統&宝物「笠木樽帖」の歴史をたどる画像や映像の公開、外部講師と共に様々な人々と全校児童と一緒に学ぶ国際理解教育、防災教育の授業を公開します。	中学校区	不要
29		西内野小学校	10月30日(日) 10:45 - 13:05	地域や新潟の「食」を通して、地域の人たちと交流したり、身近な人とたちと一緒に活動したりすることで、地域に愛着をもち、家族の一員としての自覚を高めます。	西区	必要
30		山田小学校	10月30日(日) 8:30 - 15:30	午前中は、地域の方々から指導者としてご協力いただいた総合的な学習における3年生「茶豆づくり」の学習のまとめと発表会、5年生「米、地域の特産物作り」で学んだ内容をもとによりよい地域づくりについて地域の方とディスカッションを行います。午後は地域の方々とうれあう活動や勾玉づくりを通じて社会教育施設とのつながりも深めます。	中学校区	必要、50人
31	西蒲区	岩室小学校	11月8日(火) 9:35 - 11:30	当校の伝統行事となっている「焼き芋大会」。全校児童が縦割り班ごとに苗を植え付け、収穫までお世話をしています。当日は、立派に育ったサツマイモを地域の方々と一緒に焼いて味わい、秋の一日を楽しみます。	中学校区	必要、30人
32		升潟小学校	10月23日(日) 9:25 - 10:35、昼休み	当校の中庭は、当校児童の学びの根っこともいえる場所です。そこに住む生き物、植物、遊び・・・そこからどんどん学びが広がります。参観日はその中庭のことをたくさんの皆さんに紹介し、中庭を地域と学校をつなぐ場所にしていきたいと考えています。	市内	不要

平成28年度「地域と学校ウエルカム参観日」開催校の開催日時等一覧

No	区	開催校	実施日時	活動PR	学校関係者の参加範囲	申込制限人数
33		中之口西小学校	1月26日(木) 14:05 - 15:40	地域の先人「横綱 羽黒山」を題材に、校内に「羽黒山展示コーナー」づくりを進めています。児童と地域の方の想いをもとに、共に展示コーナーを創り上げていきます。その過程を、ご覧ください。	中学校区	不要
34		巻北小学校	8月3日 9:30 - 12:00	巻地区に江戸末期から伝わる郷土玩具である「鯛車」、お盆にはろうそくを灯して町内を引いて歩いたそうです。その「鯛車」の歴史を親子で学び、ミニ鯛車をペーパークラフトで作成します	西蒲区	必要
35		松浜中学校	4月30日(土)、6月16日(木)、10月29日(土)	今年70周年を迎える松浜中学校です。4月のゲストティーチャーは、地域の有識者から学校においていただいたり生徒が訪問して学びと親睦を深めます。6月の避難訓練では、地域と一体となって避難対応の訓練を行います。起震車体験の様子も公開します。10月には70周年記念式典を文化祭に合わせて行います。	4月市内、6月市内、10月市内	不要
36	北区	南浜中学校	10月23日(日) 14:00 - 15:30	南浜中70周年記念式典で地域住民と生徒が和歌の競演をします。テーマは「南浜地区のすばらしさを短歌で発信！」です。5月から3回にわたり東京学館の先生から指導を受けてきました。当日は、優秀作品を東京学館新潟高校書道部の皆さんと生徒、地域住民、校長がコラボして書き上げます。	北区	不要
37		早通中学校	10月28日(金) 13:40 - 15:30	当校では、本年度新潟市教育委員会の防災教育推進校の指定を受け、防災教育を重点的に進めます。専門的な立場の方から指導を受け、災害時に中学生が「助けられる側」から「助ける側」へ行動できるように意識の変容を促します。	中学校区	不要
38	東区	東石山中学校	12月10日(土) 10:00 - 15:30	地域と当校独自のリソースを活かし、「食」をテーマに、地域の皆さんと生徒が協働して一つの活動を創ることを通しながら自分たちの住む地域への愛着と誇りを育てます。	市内	不要、200人設定
39		鳥屋野中学校	6月17日(金) 13:23 - 15:45	もしもの時、各自治会で中学生がどのように貢献できるのか。「突然の災害発生時に、日頃の自治会での関係づくりが役に立った」そのような姿を目指して鳥屋野中学校区の皆さんと、防災、減災を考える機会を設けました。	中学校区	不要
40	中央区	白新中学校	10月22日(土) 8:30 - 16:00、23日(日) 8:30 - 15:00	22日には作品鑑賞、演劇鑑賞会が予定されています。23日は、県立江南高等特別支援学校川岸分校の職場体験学習への参加、地域の方々と同様な内容の体験活動をする催し物、W・W活動(地域貢献活動)の報告を行います。	市内	不要
41	江南区	両川中学校	5月27日(金) 13:40 - 16:00、10月23日(日) 13:00 - 16:00、11月中	5月は3年生の地域学習「統計資料からわかる両川地区の課題」10月は「ふたかわ祭」創作ミュージカルvol15上演11月中旬生徒、地域住民で地域の未来を展望し、相互交流・相互理解しながら一緒に考える「(仮称)両川町民総会」を開催します。	10月 江南区	必要
42	秋葉区	金津中学校	11月26日(土) 9:00 - 14:20	11年目を迎える「講座制総合学習(8講座開設)」の発表会を行います。午前中はキャリア教育講演会と各講座の学習発表を行い、午後は講座の総踊りや日本茶のお点前披露、制作物の展示販売を行います。	中学校区	必要
43	南区	白根北中学校	9月28日(水) 15:00 - 16:00	キャリア教育の一環として、起業体験学習を実施しています。当日は、自分たちの会社が商品化した物品を、社員として地域の方々に販売をしている姿を参観していただきます。	市内	必要
44	西区	中野小屋中学校	10月23日(日) 9:00 - 14:20	午前中は音楽発表(全校・学年合唱、吹奏楽部オンステージ)と生徒会企画(お化け屋敷、輪投げ等)、地域スポーツとしてのグラウンドゴルフを行います。午後は創立70周年を祝う人文字を在校生、卒業生、保護者、地域の方々で作成し、ドローンで撮影します。	その他どなたでも	必要、300人
45		小新中学校	10月22日(土) 8:45 - 12:35	地域の方々や生徒の作品の展示を行います。また、各クラスの合唱も披露します。整備したガーデンテラスを公開します。	中学校区	不要